

長崎市の概要

令和 7 年度



— 令和 7 年は、被爆 80 周年という節目の年です —

長崎市議会事務局

令和 7 年 5 月発行

目 次

沿 革	2
現 況	4
1 市勢	4
2 基本構想	4
3 財政の主要指標（普通会計）	5
議 会 構 成	6
1 議員	6
2 委員会等	7
議 会 運 営	9
1 定例会の標準的日程	9
2 会議時間	10
3 一般質問	10
4 緊急質問	11
5 質疑	11
6 予算及び決算の審査方法	11
7 請願・陳情.....	12
8 意見書・決議.....	12
9 傍 聴.....	12
10 議会関係予算	13
11 議会広報	13
12 議会刊行物	14
13 議会事務局機構図	15
予 算	16

治 革

長崎の地名は、この地が長い岬状の地形をしていたことから起こったといわれており、長崎の発展の歴史は、元亀元年(1570年)ポルトガルの宣教師フィゲイレドによって良港であることが発見され、翌年、領主大村純忠によって開港されたときに始まる。

1571 年 (元亀 2 年)	長崎の町づくりが始まる ポルトガル船が初めて長崎に入港 (日本における布教と貿易の根拠地となる)
1592 年 (文禄元年)	長崎奉行所設置
1605 年 (慶長 10 年)	長崎が天領となる
1634 年 (寛永 11 年)	眼鏡橋完成、長崎くんち祭り始まる
1636 年 (寛永 13 年)	出島完成 (ポルトガル人を収容)
1639 年 (寛永 16 年)	ポルトガル船の来航を禁止
1641 年 (寛永 18 年)	出島に平戸からオランダ人を移す (鎖国)
1689 年 (元禄 2 年)	唐人屋敷完成 (唐人を収容)
1857 年 (安政 4 年)	幕府が長崎鋳鉄所 (三菱造船所の前身) を創設
1859 年 (安政 6 年)	鎖国を解き函館、横浜とともに開港
1869 年 (明治 2 年)	長崎府が廃止され、長崎県が置かれる
1889 年 (明治 22 年)	市制施行 (4 月 1 日) 面積 7 k m² (推計) 戸数 9,230 戸 人口 54,502 人
1891 年 (明治 24 年)	本河内高部水道工事完成、給水開始 (近代的水道では、横浜、函館に次いで国内 3 番目)
1900 年 (明治 33 年)	出島周辺の埋め立て終了
1945 年 (昭和 20 年)	原子爆弾投下される (8 月 9 日午前 11 時 02 分) (死者 73,884 人、重軽傷者 74,909 人)
1949 年 (昭和 24 年)	長崎国際文化都市建設法公布される
1955 年 (昭和 30 年)	国際文化会館完成、平和祈念像除幕 アメリカ・セントポール市と姉妹都市提携
1957 年 (昭和 32 年)	三菱造船所創業 100 年記念に「グラバー邸」を市に寄贈
1969 年 (昭和 44 年)	市制施行 80 周年、第 24 回国民体育大会開催
1972 年 (昭和 47 年)	ブラジル・サントス市と姉妹都市提携
1974 年 (昭和 49 年)	グラバー園完成
1975 年 (昭和 50 年)	広島市と平和文化都市提携
1978 年 (昭和 53 年)	ポルトガル・ポルト市と姉妹都市提携 オランダ・ミデルブルフ市と姉妹都市提携
1979 年 (昭和 54 年)	市制施行 90 周年、長崎～上海定期航空路開設
1980 年 (昭和 55 年)	中国・福州市と姉妹都市提携
1982 年 (昭和 57 年)	長崎大水害発生 (7 月 23 日) 死者 258 人、行方不明者 4 人、負傷者 758 人 被害総額 約 2,119 億 6,000 万円
1989 年 (平成元年)	市制施行 100 周年
1990 年 (平成 2 年)	長崎「旅」博覧会開催
1995 年 (平成 7 年)	被爆 50 周年、国連軍縮長崎会議開催

1997 年（平成 9 年）	中核市へ移行
1998 年（平成 10 年）	第 2 回国連軍縮長崎会議開催
1999 年（平成 11 年）	ながさき男女共同参画都市宣言
2000 年（平成 12 年）	日蘭交流 400 周年
2001 年（平成 13 年）	ながさき環境都市宣言
2003 年（平成 15 年）	ISO14001 認証取得 2003 全国高校総合体育大会「長崎ゆめ総体」開催
2005 年（平成 17 年）	香焼町・伊王島町・高島町・野母崎町・三和町・外海町を編入合併 （1 月 4 日） フランス・ヴォスロール村と姉妹都市提携（外海町との合併による）
2006 年（平成 18 年）	琴海町を編入合併（1 月 4 日）、長崎さるく博'06 開催
2009 年（平成 21 年）	市制施行 120 周年
2010 年（平成 22 年）	イギリス・アバディーン市と市民友好都市提携調印
2011 年（平成 23 年）	中国・広東省中山市と市民友好都市提携調印
2012 年（平成 24 年）	世界新三大夜景に認定（長崎・香港・モナコ）
2013 年（平成 25 年）	オランダ・ライデン市と市民友好都市提携調印 ドイツ・ヴュルツブルク市と市民友好都市提携調印
2014 年（平成 26 年）	長崎がんばらんば国体 2014 開催 長崎がんばらんば大会 2014 開催
2015 年（平成 27 年）	旧グラバー住宅など 8 つの構成資産が世界文化遺産に登録 日本新三大夜景に認定（長崎・札幌・神戸）
2017 年（平成 29 年）	オランダ・ミデルブルフ市と姉妹都市提携解消 オランダ・ライデン市と姉妹都市提携
2018 年（平成 30 年）	大浦天主堂など 3 つの資産が世界文化遺産に登録
2019 年（平成 31 年）	市制施行 130 周年
2021 年（令和 3 年）	長崎開港 450 周年 ゼロカーボンシティ長崎を宣言 世界新三大夜景に再認定（長崎・モナコ・上海） 長崎市恐竜博物館が開館 MICE 施設「出島メッセ長崎」が開業
2022 年（令和 4 年）	西九州新幹線（長崎～武雄温泉間）開業
2023 年（令和 5 年）	長崎市役所新庁舎の供用開始
2024 年（令和 6 年）	日本新三大夜景に 4 度目の認定（長崎・北九州・横浜） 民間企業が手がける複合施設「長崎スタジアムシティ」が開業

現 況

1 市勢（令和7年4月1日現在）

- 人口 385,105 人（男 177,802 人・女 207,303 人）
- 世帯 185,695 世帯（1 世帯当たり人口 2.07 人）
- 面積 405.69 k^m（国土地理院調 令和7年面積）
（東西 約 42 km、南北 約 46 km）（人口密度：1 k^m当たり 949 人）
- 都市の形態 商工業都市（造船・機械工業、水産業、観光）
- 国勢調査結果

	令和2年	平成27年	平成22年
・人口	409,118 人	429,508 人	443,766 人
（男）	188,519 人	198,716 人	203,574 人
（女）	220,599 人	230,792 人	240,192 人
・世帯数	187,423 世帯	189,419 世帯	187,685 世帯
・産業別就業人口			
〔第1次産業〕	3,011 人 1.6%	3,658 人 1.9%	4,060 人 2.0%
〔第2次産業〕	31,003 人 16.8%	36,181 人 18.5%	35,833 人 18.0%
〔第3次産業〕	145,240 人 78.7%	146,548 人 74.8%	149,230 人 74.6%
〔分類不能〕	5,279 人 2.9%	9,463 人 4.8%	10,849 人 5.4%
〔計〕	184,533 人	195,850 人	199,972 人

2 基本構想（長崎市第五次総合計画）

- （1）策定年月日 令和3年3月9日議決
- （2）目標年次 令和12年度（西暦2030年度）
- （3）基本姿勢 つながりと創造で新しい長崎へ
- （4）将来の都市像 個性輝く世界都市
希望あふれる人間都市
- （5）まちづくりの方針
 - A 独自の歴史・文化を活かし、多様な交流と満足を生み出すまち
 - B 平和を愛し、平和の文化を育むまち
 - C 人や企業に選ばれ、産業が進化し続けるまち
 - D 環境と調和した持続可能なまち
 - E だれもが安全安心で快適に暮らし続けられるまち
 - F みんなで支え合い、だれもが健康にいきいきと暮らせるまち

G 未来を創る人を育み、だれもが学び、楽しみ続けられるまち

H 参画と協働によるまちづくりと確かな行政経営を進めるまち

3 財政の主要指標（普通会計）

区 分	R3年度	R4年度	R5 年度
基 準 財 政 需 要 額	83,040,565 千円	83,729,976 千円	85,418,634 千円
基 準 財 政 収 入 額	46,795,517 千円	48,641,264 千円	48,673,290 千円
標 準 財 政 規 模	103,033,192 千円	100,144,822 千円	100,530,137 千円
財 政 力 指 数	0.58	0.58	0.57
実 質 収 支 比 率	2.82%	6.85%	5.01%
経 常 収 支 比 率	91.7%	97.2%	97.9%
実 質 収 支	2,904,975 千円	6,859,033 千円	5,039,150 千円
単 年 度 収 支	155,970 千円	3,954,058 千円	△1,819,883 千円
実 質 単 年 度 収 支	1,080,388 千円	2,641,030 千円	198,643 千円
債 務 負 担 行 為 額	30,653,025 千円	55,913,485 千円	71,250,954 千円
積 立 金 現 在 高	45,482,433 千円	42,827,620 千円	41,950,759 千円
地 方 債 現 在 高	274,873,584 千円	272,864,142 千円	263,749,826 千円

議 会 構 成

1 議 員 （現議員の任期 令和5年5月2日～令和9年5月1日）

（1）議員数

- ・条例定数 40人（平成23年施行）
- ・現員数 39人

（2）党派・会派別議員数

（R7.4.1 現在）

党派 会派	自 由 民主党	公明党	国 民 民主党	社 会 民主党	日 本 共産党	立 憲 民主党	無所属	計
市民クラブ			5	2		1	2	10
自民創生	7						3	10
新政ミライ							9	9
公明党		6						6
日本共産党					2			2
ながさき次世代の党							1	1
明政クラブ							1	1
計	7	6	5	2	2	1	16	39

（3）年齢別議員数

（R7.4.1 現在）

年 齢	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～	平 均	最年長	最年少
人 員	0	4	6	11	9	9	58.3 歳	83 歳	31 歳

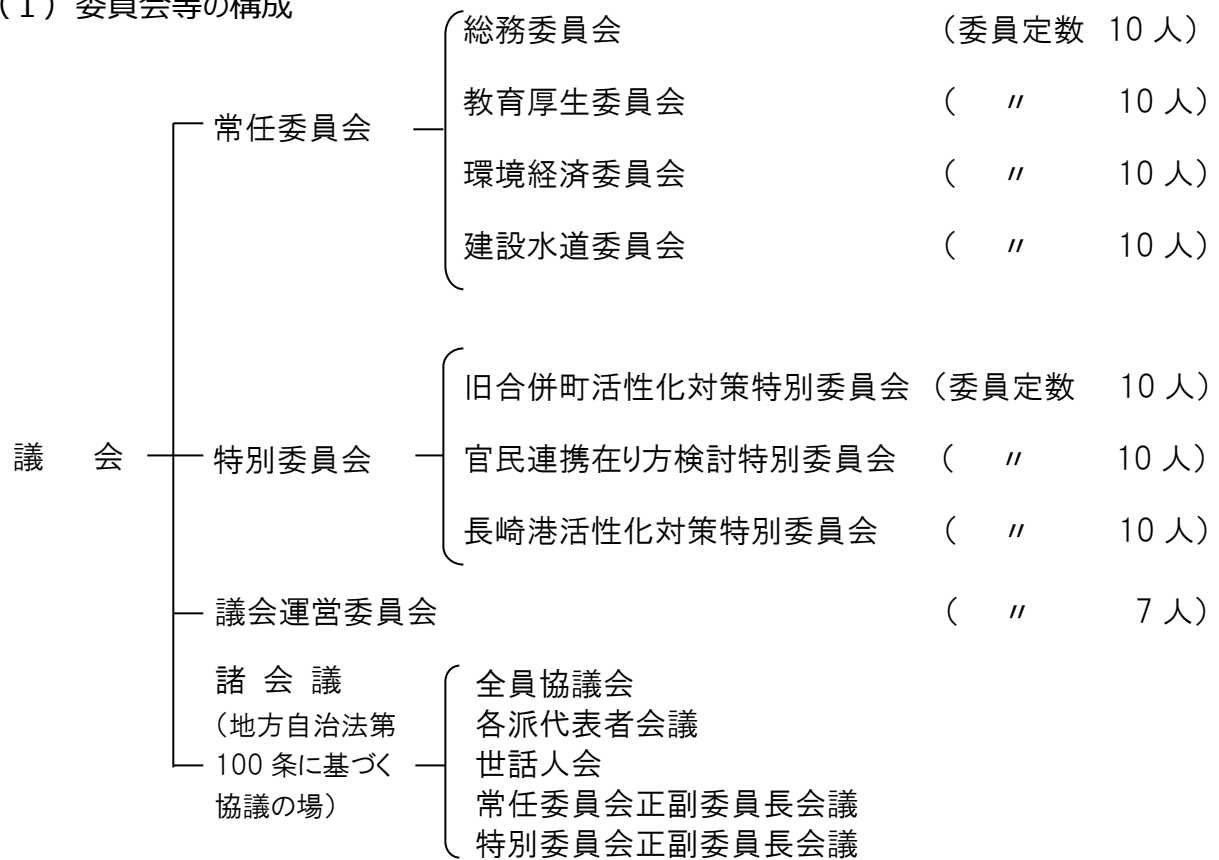
（4）当選回数別議員数

（R7.4.1 現在）

当選回数	1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期
人 員	10	5	7	8	5	2	1	0	1

2 委員会等

(1) 委員会等の構成



(2) 常任委員会

(R7.4.1 現在)

委員会名	所管事項	任期
総務委員会	防災危機管理室、東京事務所、出納室、企画政策部、総務部、情報政策推進部、財務部、市民生活部、中央総合事務所、東総合事務所、南総合事務所、北総合事務所、消防局、選挙管理委員会、公平委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項	1 年
教育厚生委員会	原爆被爆対策部、福祉部、市民健康部、こども部及び教育委員会の所管に属する事項	
環境経済委員会	環境部、経済産業部、文化観光部、水産農林部及び農業委員会の所管に属する事項	
建設水道委員会	土木部、まちづくり部、建築部及び上下水道局の所管に属する事項	

※委員会記録について：平成 11 年 6 月定例会から「要点記録」を「全文記録」とした。

(3) 議会運営委員会

協議事項	①議会の会期日程（会期の決定、延会、休会等）に関する事 ②議事日程に関する事 ③付議事件に関する事 ④議案等の取扱い（付託委員会の分類等）に関する事 ⑤一般質問を行う時期及び緊急質問の取扱いに関する事 ⑥選挙、選任に関する事 ⑦議事運営上問題となった事件等に関する事 ⑧議員の派遣に関する事 ⑨その他議会運営につき各会派間の協議事項に関する事		
構成員の 選出区分	定数は議決で定める。 各交渉会派の所属議員数に応じて選出。 正副議長には出席要請し、2人又は3人会派についても、委員外議員として1名の出席を要請することがある。	所属議員数 4人～8人 9人～15人 16人～21人 22人以上	委員数 1人 2人 3人 4人
設置の根拠	長崎市議会委員会条例（H3.7.15改正）		
任期	1年		

(4) 諸会議（地方自治法第100条に基づく協議の場合）

区 分	協 議 事 項	構成員の選出区分	設置の根拠
全員 協議会	特に重要な問題で議員全員の意向を集約する必要がある事項	全議員	長崎市議会 会議規則 (H20. 12.12改正)
各派 代表者 会議	高度に政治的な問題など議会運営委員会又は世話人会の所管以外の事項。なお、代表者会議は、協議事項について各会派に周知し、又は意見を求めるため議長が招集する。	正副議長、2人以上の会派の代表者各1人（ただし、所属議員が16人以上の会派は2人）及び議会運営委員長で構成する。なお、議長が必要と判断した場合は、常任又は特別委員長の出席を求めることができる。	
世話人会	①議会の選挙及び人事に関する事 ②議会行事に関する事 ③議会互助会に関する事	正副議長、議会運営委員及び4人未満2人以上の会派から1人	
常任委員会正副委員長会議	常任委員会の運営及び活動等に関する事項	正副議長、正副常任委員長、正副議会運営委員長	
特別委員会正副委員長会議	特別委員会の運営及び活動等に関する事項	正副議長、正副特別委員長、正副議会運営委員長	

議 会 運 営

1 定例会の標準的日程

区分	2月または3月定例会	6・9・11月または12月定例会
本会議	(招集日) 会期・会期日程決定 会議録署名議員の指名 閉会中付託案件調査報告 特別委員長報告 常任・議会運営委員の選任 市長の施政方針説明 ●議案上程 提案理由説明 質 疑 ●委員会付託 ※市政一般質問通告期限 (本会議終了後おおむね1時間後) ※ 請願・陳情締切 (午後5時)	(招集日) 会期・会期日程決定 ●議案上程 提案理由説明 質 疑 ●委員会付託 ※市政一般質問通告期限 (原則午後1時) (改選後初の定例会では市長の施政方針説明あり) ※ 請願・陳情締切 (午後5時)
休 会	2日間	休 会
本会議	市政一般質問 (会派代表質問) (改選の年は個人質問)	本会議
本会議	市政一般質問 (会派代表質問)	本会議
本会議	市政一般質問 (会派代表質問・個人質問) ※議会運営委員会 (請願・陳情、意見書・決議、追加議案等の取扱いを協議)	本会議
本会議	市政一般質問 (個人質問) ●追加議案等上程 提案理由説明 質 疑 ●委員会付託	本会議
委員会	付託案件審査 (6～8日間)	委員会
休 会	1日間	休 会
本会議	委員長報告 質疑・討論・表決 一審議 (人事案件、あらたに生じた土地の確認、専決処分報告、意見書・決議) 諸報告 閉会中の委員会付託	委員長報告 質疑・討論・表決 一審議 (人事案件、あらたに生じた土地の確認、専決処分報告、意見書・決議) 諸報告

2 会議時間

午前 10 時から午後 5 時まで

3 一般質問

区 分	2月または3月定例会(改選の年は6月定例会)		左記以外の定例会
	会派代表質問	個人質問	個人質問
通 告 期 間	招集告示日の翌日（本市の休日を除く）の午後 1 時から招集日の本会議終了後概ね 1 時間後まで		招集告示日の翌日（本市の休日を除く）の午後 1 時から招集日の午後 1 時まで
所 要 日 数	概ね 4 日間		
会派持ち時間	（各定例会ごと）会派所属人数×30 分		※『運用 1』
発 言 時 間 （理事者答弁を含む）	90 分以内 ※『運用 2』	30 分以内 ※『運用 3』	60 分以内 会派持ち時間の範囲内において事前に通告した時間内
発 言 者 数	会派の代表 1 人 ※『運用 4』	会派持ち時間から代表質問時間を差し引いた時間の範囲で人数調整をして行う。	会派持ち時間の範囲で人数調整して行う。
発 言 順 位	多数会派順 ※『運用 5』	抽 選	抽 選
関 連 質 問	通告時間の制限内において、同一会派の議員に限り認める。		
質 問 方 法	質問通告書に基づき登壇して各項目にわたり一括して質問を行い、理事者からの答弁を受けた後、自席からの再質問は、各項目ごとの一問一答も行うことができるものとする。		
発 言 通 告 書 の 記 載 内 容	件名及び内容を具体的に明記		

『運用 1』 一会派において、一定例会で残した時間（会派持ち時間－会派の質問通告時間の合計）が 30 分以上の場合は、30 分を次の定例会まで持ち越すことができる。なお、1 人会派についても同様とする。ただし、11 月または 12 月定例会から 2 月または 3 月定例会への持ち越しはできない。

『運用 2』 主質問者は、関連質問終了後であっても会派持ち時間の範囲内で必要に応じて発言することができる。なお、代表質問時間は 2 人会派 60 分、3 人以上の会派 90 分とする。

『運用 3』 個人質問は、理事者答弁を含めて 1 質問者につき 60 分を原則とする。ただし、1 会派につき 1 人のみ 30 分の質問ができるものとする。なお、2 月または 3 月定例会（改選の年は 6 月定例会）においては、個人質問は、会派持ち時間から代表質問時間を差し引いた時間の範囲内で行うこととする。

『運用 4』 会派代表質問の会派とは、所属議員 2 人以上の会派をいう。

『運用 5』 同数会派の順位は、隔年ごとに交互に行う。

4 緊急質問

緊急質問の通告があった場合、議長は、発言の取扱いについて議会運営委員会に諮るが、災害発生など重大な問題で、かつ緊急性がある場合に限って認める。

5 質疑

原則として、同一議員は同一議題について2回を超えることができない。

6 予算及び決算の審査方法

(1) 予算の審査方法

ア 一般会計予算の審査

歳入歳出予算のうち歳出部分、継続費、繰越明許費、債務負担行為については、所管する各常任委員会に分割して付託する。

歳入歳出予算のうち歳入部分、地方債、一時借入金、歳出予算の各項の経費の金額の流用は、総務委員会に付託する。

なお、歳出部分を付託された委員会において、修正可決をされた場合、その旨を総務委員会に通知し、関連する歳入部分の修正を総務委員会において行う。

イ 特別会計予算・公営企業会計予算の審査

特別会計・公営企業会計予算は、所管する各常任委員会に付託する。

(2) 決算の審査方法

一般会計・特別会計・公営企業会計決算の全部を9月定例会の最終日に上程し、次のとおり付託の上、閉会中に審査を行う。

また、各会計とも11月または12月定例会冒頭に委員長報告を行い、議決している。

ア 一般会計決算の分割付託

歳入歳出決算のうち歳出部分については、所管する各常任委員会に分割して付託する。

歳入歳出決算のうち歳入部分は、総務委員会に付託する。

イ 特別会計決算・公営企業会計決算の付託

特別会計・公営企業会計決算は、所管する各常任委員会に付託する。

7 請願 ・ 陳情

(1) 請願

会期中における請願の提出期限は、原則として招集日の午後 5 時までとし、議長受理後、本会議に上程し委員会に付託するのが例であり、付託する委員会並びに委員会付託の省略については、あらかじめ議会運営委員会で協議する。採択した請願で執行機関に送付したものについては、翌年 4 月頃処理結果の報告を求め、6 月定例会において報告している。（ただし、改選年は 2 月または 3 月定例会）

なお、結果については、提出者あてに文書で通知している。

(2) 陳情

請願と同様の提出期限を設けており、希望があったものを原則として議長権限で所管の委員会に送付するが、法律等に反するものなど一定の場合には送付しない。なお、送付する委員会については、あらかじめ議会運営委員会で協議する。

委員会での審査後は、提出者あてに審査概要を文書で通知している。

8 意見書 ・ 決議

意見書・決議については、できる限り全会一致により可決することを例としているため、あらかじめ議会運営委員会に諮り、各会派共同による提案を行っている。議案提出者には議会運営委員長が、賛成者には議会運営委員がなり、2 人会派と 3 人会派の出席要請された委員外議員も加わることができる。

なお、委員会から提案する場合は、当該委員長が提出者となり、当該委員が賛成者となるのが例である。

9 傍 聴

(1) 本会議

本会議は自由に傍聴することができる。ただし、傍聴しようとする者は、自己の住所、氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(2) 委員会

常任及び特別委員会は自由に傍聴することができる。ただし、傍聴しようとする者は、自己の住所、氏名を傍聴人受付簿に記入の上、傍聴章の交付を受けなければならない。傍聴章の交付は原則先着順とするが、あらかじめ定員（原則 7 人）を超えることが明らかな場合は、抽選によることができる。

※市政記者クラブ加盟の報道機関は、本会議、委員会とも自由に傍聴を認めている。

10 議会関係予算（令和 7 年度当初予算）

議会費総額 857,930 千円（一般会計に占める割合 0.4%）

(1) 行政調査旅費 15,000 千円

常任委員会	1 人当たり	250 千円（H21. 4. 1 改定）
特別委員会	1 人当たり	150 千円（H 4. 4. 1 改定）
議会運営委員会	1 人当たり	150 千円（H 3. 9. 27 改定）

(2) 海外視察旅費 7,900 千円

（3 期以上は 1 人当たり 1,000 千円、2 期は 1 人当たり 300 千円）

本市においては、昭和 57 年度から一般行政視察としての海外視察は自粛していたが、昭和 62 年 6 月補正で復活計上した。（2 期の議員については、平成 4 年度から実施）

(3) 陳情旅費 約 1,561 千円

(4) 政務活動費 72,000 千円

〔各月 1 日に在職する議員に対する交付額を月額 150,000 円（H17.1.1 改定）とし、会計年度の半期ごとに交付〕

使途基準：調査研究費、研修費、広報費、広聴費、要請・陳情活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、人件費、事務所費

※平成 13 年 4 月 1 日施行（市政調査研究費補助金より政務調査費へ移行）

※平成 25 年 3 月 1 日施行（政務調査費より政務活動費へ移行）

(5) 議会交際費 1,600 千円

11 議会広報

(1) 市議会だよりの発行〔年 4 回発行（臨時号を除く。）、各世帯へ配布〕

昭和 56 年 5 月 1 日復刊（昭和 24 年 1 月創刊、昭和 49 年 1 月休刊）

(2) 本会議テレビ放映〔ケーブルテレビ（デジタル 12ch）により生中継〕平成 13 年 3 月放映開始

※令和 2 年 7 月から、ケーブルテレビのチャンネルを 11ch から 12ch へ変更

(3) 市議会ホームページ 平成 13 年 9 月 3 日開設

- (4) 本会議インターネット中継〔市議会ホームページ上で公開〕
 生中継：平成 17 年 6 月中継開始/録画中継：平成 18 年 6 月中継開始
- (5) YouTube(録画中継) 平成 25 年 9 月議会から開始
- (6) 長崎市議会事務局 Facebook ページ 平成 26 年 6 月議会から開設
- (7) 長崎市公式 L I N E 令和 4 年 1 月から議会情報を発信

12 議会刊行物

区 分	発行回数 (回/年)	発行部数 (部)	規格	配 布 対 象
会 議 録	4	16	A 4	各 関 係 機 関
常 任 委 員 会 会 議 録	5	1 委員会 13	A 4	各 関 係 機 関
特 別 委 員 会 書 調 査 報 告 書	1	1 委員会 13	A 4	各 関 係 機 関
市 議 会 だ よ り (S24～49. 1) (S56. 5～)	4 (臨時号除く)	約 145,300 (1 回あたり)	A 4	議 員 全 世 帯
調 査 資 料 報	4	0 電子版のみ		議 員 各 関 係 機 関
市 政 概 要	1	0 電子版のみ		
長 崎 市 の 概 要	1	0 電子版のみ		行 政 視 察

※ 改選時には、「議会の権能と運営」等を刊行。

○「長崎市議会史」について

市制施行 100 周年記念事業の一環として、長崎市議会が市政発展に果たした役割、実績等を集大成し、先賢の業績を後世に伝えとともに、今後の市政運営に資することを目的として、昭和 59 年から「長崎市議会史」の編さんに取り組み、平成 9 年 3 月、記述編第 3 巻の発刊をもって、そのすべてが完成した。

〔 構成 〕

・記述編（全 3 巻）

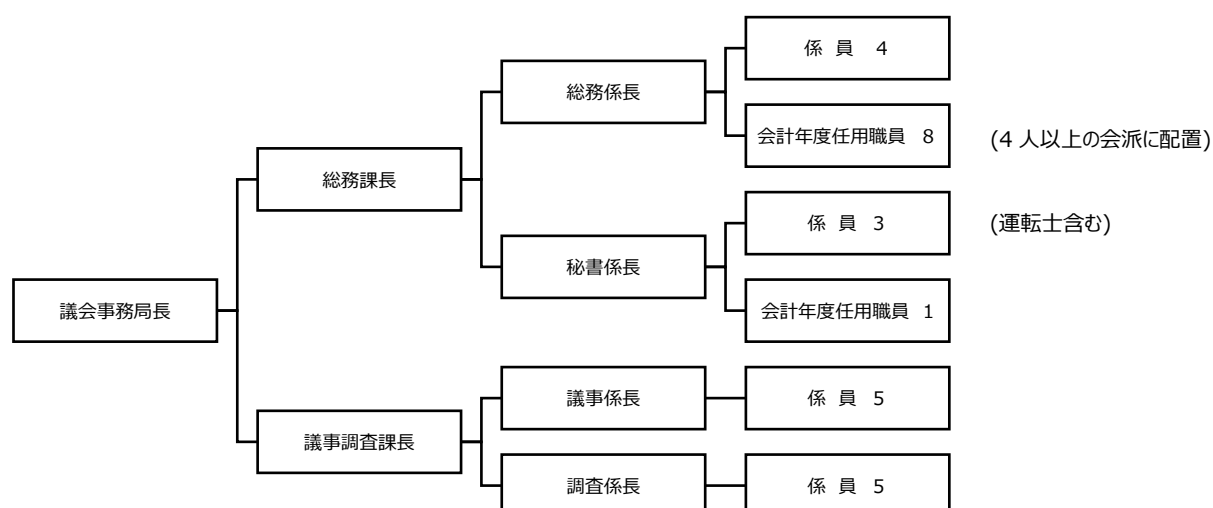
市制施行から昭和 42 年までの議会制度の確立や、行財政制度の整備、原爆戦災からの復興など市政の重要問題に対する市議会の対応を記述。

・資料編（全 2 巻）

明治 22 年の市制施行から昭和 63 年までの議会関係の法規の変遷や、平成 3 年までの歴代の議員名簿などを収録。

13 議会事務局機構図（令和 7 年 4 月 1 日付）

事 務 局 長	1 人
課 長	2 人
係 長	4 人
係 員	17 人
会計年度任用職員	9 人
合 計	33 人



令和7年度

令和6年度

各会計別当初予算比較表

(単位：千円)

年度及び比較 区分		令和7年度		令和6年度		比較増△減	
		予算額	構成比	予算額	構成比	金額	増減率
一般会計			%		%		%
		241,340,000	61.8	231,050,000	60.1	10,290,000	4.5
特別会計	観光施設事業	335,267	0.1	438,400	0.1	△103,133	△23.5
	国民健康保険事業	50,211,296	12.9	54,872,381	14.3	△4,661,085	△8.5
	土地取得	1,592,618	0.4	3,766,950	1.0	△2,174,332	△57.7
	中央卸売市場事業	254,791	0.1	280,996	0.1	△26,205	△9.3
	駐車場事業	127,380	0.0	213,347	0.1	△85,967	△40.3
	財産区	47,182	0.0	43,769	0.0	3,413	7.8
	母子父子寡婦福祉 資金貸付事業	54,255	0.0	65,199	0.0	△10,944	△16.8
	介護保険事業	50,024,783	12.8	48,983,643	12.7	1,041,140	2.1
	診療所事業	412,997	0.1	403,801	0.1	9,196	2.3
	後期高齢者医療事業	7,565,427	1.9	7,353,216	1.9	212,211	2.9
	長崎市立病院機構 病院事業債管理	861,110	0.2	1,079,500	0.3	△218,390	△20.2
	小計	111,487,106	28.6	117,501,202	30.6	△6,014,096	△5.1
公営企業会計	水道事業	15,327,193	3.9	16,230,124	4.2	△902,931	△5.6
	下水道事業	22,102,272	5.7	19,800,225	5.1	2,302,047	11.6
	小計	37,429,465	9.6	36,030,349	9.4	1,399,116	3.9
合計		390,256,571	100.0	384,581,551	100.0	5,675,020	1.5

年度及び比較					比較増△減			
区 分					予 算 額	構 成 比	予 算 額	構 成 比
						%		%
1 市	税	60,160,813	24.9		55,045,574	23.8	5,115,239	9.3
1 市	民 税	25,945,945	10.8		23,023,584	10.0	2,922,361	12.7
2 固 定 資 産 税		23,738,990	9.8		21,856,748	9.5	1,882,242	8.6
3 軽 自 動 車 税		1,141,269	0.5		1,112,443	0.5	28,826	2.6
4 市 た ば こ 税		2,754,128	1.1		2,809,496	1.2	△55,368	△2.0
5 入 湯 税		60,687	0.0		56,357	0.0	4,330	7.7
6 事 業 所 税		1,825,296	0.8		1,765,415	0.8	59,881	3.4
7 都 市 計 画 税		4,327,487	1.8		4,096,315	1.8	231,172	5.6
8 宿 泊 税		367,011	0.2		325,216	0.1	41,795	12.9
2 地 方 譲 与 税		976,506	0.4		1,040,238	0.5	△63,732	△6.1
1 地 方 揮 発 油 譲 与 税		199,048	0.1		201,466	0.1	△2,418	△1.2
2 自 動 車 重 量 譲 与 税		685,147	0.3		752,377	0.3	△67,230	△8.9
3 地 方 道 路 譲 与 税		1	0.0		1	0.0	-	-
4 特 別 と ん 譲 与 税		6,531	0.0		6,591	0.0	△60	△0.9
5 森 林 環 境 譲 与 税		85,779	0.0		79,803	0.0	5,976	7.5
3 利 子 割 交 付 金		27,708	0.0		16,030	0.0	11,678	72.9
1 利 子 割 交 付 金		27,708	0.0		16,030	0.0	11,678	72.9
4 配 当 割 交 付 金		290,332	0.1		158,615	0.1	131,717	83.0
1 配 当 割 交 付 金		290,332	0.1		158,615	0.1	131,717	83.0
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		436,158	0.2		238,948	0.1	197,210	82.5
1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		436,158	0.2		238,948	0.1	197,210	82.5
6 法 人 事 業 税 交 付 金		772,640	0.3		735,835	0.3	36,805	5.0
1 法 人 事 業 税 交 付 金		772,640	0.3		735,835	0.3	36,805	5.0
7 地 方 消 費 税 交 付 金		10,546,788	4.4		10,600,884	4.6	△54,096	△0.5
1 地 方 消 費 税 交 付 金		10,546,788	4.4		10,600,884	4.6	△54,096	△0.5
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		51,892	0.0		51,599	0.0	293	0.6
1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		51,892	0.0		51,599	0.0	293	0.6
9 環 境 性 能 割 交 付 金		81,507	0.0		70,858	0.0	10,649	15.0
1 環 境 性 能 割 交 付 金		81,507	0.0		70,858	0.0	10,649	15.0
10 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		300	0.0		300	0.0	-	-
1 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		300	0.0		300	0.0	-	-
11 地 方 特 例 交 付 金		267,626	0.1		1,838,053	0.8	△1,570,427	△85.4
1 地 方 特 例 交 付 金		261,306	0.1		271,732	0.1	△10,426	△3.8
2 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 地 方 税 減 収 補 て ん 特 別 交 付 金		6,320	0.0		7,041	0.0	△721	△10.2
定 額 減 税 減 収 補 て ん 特 例 交 付 金		-	-		1,559,280	0.7	△1,559,280	皆減
12 地 方 交 付 税		40,724,750	16.9		37,377,836	16.2	3,346,914	9.0
1 地 方 交 付 税		40,724,750	16.9		37,377,836	16.2	3,346,914	9.0
13 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		48,200	0.0		54,600	0.0	△6,400	△11.7
1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		48,200	0.0		54,600	0.0	△6,400	△11.7
14 分 担 金 及 び 負 担 金		1,235,876	0.5		1,209,494	0.5	26,382	2.2
1 負 担 金		1,235,876	0.5		1,209,494	0.5	26,382	2.2
15 使 用 料 及 び 手 数 料		3,737,167	1.5		3,768,899	1.6	△31,732	△0.8
1 使 用 料		3,121,308	1.3		3,130,559	1.4	△9,251	△0.3
2 手 数 料		615,859	0.3		638,340	0.3	△22,481	△3.5
16 国 庫 支 出 金		65,359,461	27.1		63,400,939	27.4	1,958,522	3.1
1 国 庫 負 担 金		41,209,779	17.1		38,304,501	16.6	2,905,278	7.6
2 国 庫 補 助 金		13,393,744	5.5		14,141,503	6.1	△747,759	△5.3
3 委 託 金		10,755,938	4.5		10,954,935	4.7	△198,997	△1.8
17 県 支 出 金		15,760,599	6.5		14,630,469	6.3	1,130,130	7.7
1 県 負 担 金		12,049,437	5.0		11,489,667	5.0	559,770	4.9
2 県 補 助 金		2,526,127	1.0		2,515,299	1.1	10,828	0.4
3 委 託 金		1,185,035	0.5		625,503	0.3	559,532	89.5
18 財 産 収 入		4,205,544	1.7		5,470,327	2.4	△1,264,783	△23.1
1 財 産 運 用 収 入		401,688	0.2		348,398	0.2	53,290	15.3
2 財 産 売 払 収 入		3,803,856	1.6		5,121,929	2.2	△1,318,073	△25.7
19 寄 附 金		2,180,281	0.9		2,175,737	0.9	4,544	0.2
1 寄 附 金		2,180,281	0.9		2,175,737	0.9	4,544	0.2
20 繰 入 金		9,630,559	4.0		10,643,075	4.6	△1,012,516	△9.5
1 特 別 会 計 繰 入 金		165,909	0.1		153,413	0.1	12,496	8.1
2 基 金 繰 入 金		9,464,650	3.9		10,489,662	4.5	△1,025,012	△9.8
21 繰 越 金		1	0.0		1	0.0	-	-
1 繰 越 金		1	0.0		1	0.0	-	-
22 諸 収 入		7,067,592	2.9		7,067,589	3.1	3	0.0
1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料		56,512	0.0		57,928	0.0	△1,416	△2.4
2 市 預 金 利 子		17,001	0.0		1,591	0.0	15,410	968.6
3 貸 付 金 元 利 収 入		1,593,605	0.7		1,695,780	0.7	△102,175	△6.0
4 受 託 事 業 収 入		159,712	0.1		91,980	0.0	67,732	73.6
5 雑 収 入		5,240,762	2.2		5,220,310	2.3	20,452	0.4
23 市 債		17,777,700	7.4		15,454,100	6.7	2,323,600	15.0
1 市 債		17,777,700	7.4		15,454,100	6.7	2,323,600	15.0
合 計		241,340,000	100.0		231,050,000	100.0	10,290,000	4.5

区 分 \ 年 度 及 び 比 較			令 和 7 年 度		令 和 6 年 度		比 較 増 Δ 減	
			予 算 額	構 成 比	予 算 額	構 成 比	金 額	増 減 率
1	議 会 費		857,930	0.4	855,958	0.4	1,972	0.2
	1 議 会 費		857,930	0.4	855,958	0.4	1,972	0.2
2	総 務 費		25,597,655	10.6	23,512,777	10.2	2,084,878	8.9
	1 総 務 管 理 費		21,342,064	8.8	20,053,054	8.7	1,289,010	6.4
	2 徴 税 費		2,377,145	1.0	2,289,668	1.0	87,477	3.8
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費		1,016,439	0.4	845,522	0.4	170,917	20.2
	4 選 挙 費		429,463	0.2	148,384	0.1	281,079	189.4
	5 統 計 調 査 費		312,865	0.1	49,577	0.0	263,288	531.1
	6 監 査 委 員 費		119,679	0.0	126,572	0.1	△6,893	△5.4
3	民 生 費		115,572,785	47.9	114,281,248	49.5	1,291,537	1.1
	1 社 会 福 祉 費		47,133,157	19.5	48,969,027	21.2	△1,835,870	△3.7
	2 児 童 福 祉 費		34,203,782	14.2	30,559,754	13.2	3,644,028	11.9
	3 生 活 保 護 費		20,807,059	8.6	21,158,493	9.2	△351,434	△1.7
	4 原 爆 被 爆 者 対 策 費		13,427,587	5.6	13,592,774	5.9	△165,187	△1.2
	5 災 害 救 助 費		1,200	0.0	1,200	0.0	-	-
4	衛 生 費		26,440,108	11.0	15,855,024	6.9	10,585,084	66.8
	1 保 健 衛 生 費		7,351,254	3.0	6,247,844	2.7	1,103,410	17.7
	2 清 掃 費		18,953,430	7.9	9,467,279	4.1	9,486,151	100.2
	3 上 水 道 費		135,424	0.1	139,901	0.1	△4,477	△3.2
6	農 林 水 産 業 費		2,812,074	1.2	2,898,464	1.3	△86,390	△3.0
	1 農 業 費		1,531,521	0.6	1,520,889	0.7	10,632	0.7
	2 林 業 費		287,466	0.1	281,319	0.1	6,147	2.2
	3 水 産 業 費		993,087	0.4	1,096,256	0.5	△103,169	△9.4
7	商 工 費		3,464,581	1.4	3,587,005	1.6	△122,424	△3.4
	1 商 工 費		3,464,581	1.4	3,587,005	1.6	△122,424	△3.4
8	土 木 費		20,241,079	8.4	20,881,611	9.0	△640,532	△3.1
	1 土 木 管 理 費		1,153,122	0.5	1,068,156	0.5	84,966	8.0
	2 道 路 橋 り よ う 費		4,780,517	2.0	4,677,087	2.0	103,430	2.2
	3 河 川 海 岸 費		508,992	0.2	501,964	0.2	7,028	1.4
	4 港 湾 費		579,378	0.2	860,511	0.4	△281,133	△32.7
	5 都 市 計 画 費		10,338,218	4.3	11,415,611	4.9	△1,077,393	△9.4
	6 住 宅 費		2,880,852	1.2	2,358,282	1.0	522,570	22.2
9	消 防 費		5,034,286	2.1	4,884,608	2.1	149,678	3.1
	1 消 防 費		5,034,286	2.1	4,884,608	2.1	149,678	3.1
10	教 育 費		15,180,935	6.3	16,509,500	7.1	△1,328,565	△8.0
	1 教 育 総 務 費		2,612,731	1.1	2,403,419	1.0	209,312	8.7
	2 小 学 校 費		2,551,580	1.1	5,045,703	2.2	△2,494,123	△49.4
	3 中 学 校 費		2,291,032	0.9	1,299,213	0.6	991,819	76.3
	4 高 等 学 校 費		764,942	0.3	860,136	0.4	△95,194	△11.1
	5 幼 稚 園 費		26,906	0.0	34,897	0.0	△7,991	△22.9
	6 社 会 教 育 費		2,526,445	1.0	2,706,331	1.2	△179,886	△6.6
	7 保 健 体 育 費		4,119,257	1.7	3,989,544	1.7	129,713	3.3
	8 市 民 会 館 費		288,042	0.1	170,257	0.1	117,785	69.2
11	災 害 復 旧 費		563,200	0.2	575,900	0.2	△12,700	△2.2
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費		94,500	0.0	94,500	0.0	-	-
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費		411,000	0.2	401,000	0.2	10,000	2.5
	3 市 有 施 設 等 災 害 復 旧 費		57,700	0.0	60,400	0.0	△2,700	△4.5
	文 教 施 設 災 害 復 旧 費		-	-	20,000	0.0	△20,000	皆 減
12	公 債 費		25,475,367	10.6	27,107,905	11.7	△1,632,538	△6.0
	1 公 債 費		25,475,367	10.6	27,107,905	11.7	△1,632,538	△6.0
13	予 備 費		100,000	0.0	100,000	0.0	-	-
	1 予 備 費		100,000	0.0	100,000	0.0	-	-
合 計			241,340,000	100.0	231,050,000	100.0	10,290,000	4.5

令和 7 年 度
令和 6 年 度 一 般 会 計 当 初 予 算 性 質 別 比 較 表

(単位：千円)

区 分 年 度 及 び 比 較		令 和 7 年 度		令 和 6 年 度		比 較 増 Δ 減	
		予 算 額	構 成 比	予 算 額	構 成 比	金 額	増 減 率
1 人	件 費	29,838,104	12.4	28,950,373	12.5	887,731	3.1
	(1) 特 別 職 給 与	492,196	0.2	490,594	0.2	1,602	0.3
	(2) 職 員 給	20,052,369	8.3	19,385,468	8.4	666,901	3.4
	ア 基 本 給	12,616,843	5.2	12,310,176	5.3	306,667	2.5
	イ そ の 他 の 手 当	7,435,526	3.1	7,075,292	3.1	360,234	5.1
	(3) 地方公務員共済組合等負担金	4,545,853	1.9	4,566,928	2.0	△21,075	△0.5
	(4) 退 職 金	1,706,406	0.7	2,069,529	0.9	△363,123	△17.5
	(5) そ の 他	3,041,280	1.3	2,437,854	1.1	603,426	24.8
2 物	件 費	31,312,169	13.0	27,583,878	11.9	3,728,291	13.5
3 維 持 補 修 費		1,389,616	0.6	1,821,990	0.8	△432,374	△23.7
4 扶 助 費		90,608,452	37.5	90,093,767	39.0	514,685	0.6
5 補 助 費 等		11,234,181	4.7	11,017,091	4.8	217,090	2.0
6 投 資 的 経 費		30,789,778	12.8	24,282,456	10.5	6,507,322	26.8
	(1) 普 通 建 設 事 業 費	30,226,578	12.5	23,706,556	10.3	6,520,022	27.5
	ア 補 助 分	21,890,066	9.1	14,743,961	6.4	7,146,105	48.5
	イ 単 独 分	7,321,751	3.0	7,162,307	3.1	159,444	2.2
	ウ 県 施 行 分	1,014,761	0.4	1,800,288	0.8	△785,527	△43.6
	(2) 災 害 復 旧 事 業 費	563,200	0.2	575,900	0.2	△12,700	△2.2
	ア 補 助 分	135,000	0.1	125,000	0.1	10,000	8.0
	イ 単 独 分	428,200	0.2	450,900	0.2	△22,700	△5.0
7 公 債 費		25,475,367	10.6	27,107,905	11.7	△1,632,538	△6.0
8 積 立 金		3,351,674	1.4	2,955,949	1.3	395,725	13.4
9 出 資 金		2,194,469	0.9	2,162,002	0.9	32,467	1.5
10 貸 付 金		1,269,344	0.5	1,369,502	0.6	△100,158	△7.3
11 繰 出 金		13,776,846	5.7	13,605,087	5.9	171,759	1.3
12 予 備 費		100,000	0.0	100,000	0.0	-	-
合 計		241,340,000	100.0	231,050,000	100.0	10,290,000	4.5

長崎市議会事務局 議事調査課

〒850-0031 長崎市魚の町4番1号

TEL 095-829-1200

FAX 095-829-1199